

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）燃料冷却系工事前調査において、燃料弁冷却水タンクレベルスイッチに接触し、現場盤の「燃料弁冷却水タンクレベル高低」警報及び中央操作室の一括警報を発生させたため、注意喚起及び関係者へ周知	C	
2	2号機	新廃棄物地下貯蔵設備排風機出口ダンパ（A）（B）駆動部点検において、ダンパ駆動空気用電磁弁よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	新廃棄物地下貯蔵設備排風機出口ダンパ（A）（B）駆動部点検において、操作器駆動空気減圧弁よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
4	2号機	旧廃棄物地下貯蔵設備排風機入口側排気ダクトダンパ及び出口側排気ダンパ駆動部点検において、操作器に動作不良（固着）が認められたため、当該部を修理	D	
5	3号機	中央操作室炉心スプレイ系（A）電動弁テスト操作スイッチの施錠鍵挿入時に動作不良（動きにくい）が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
6	3号機	中央操作室原子炉格納容器自動ブロ-ダウン盤脇の電線管の床貫通部に一部隙間が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	廃棄物処理系廃液サージタンク計器収納箱扉の蝶番（2箇所）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）電動機点検において、負荷内側オイルリングに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
9	5号機	主タービン主蒸気止め弁（No. 1）点検において、弁駆動用油筒の遮断弁取付面にへこみが認められたため、当該部を修理	D	
10	5号機	主タービン電気油圧式制御装置フィルタ移送ポンプ点検において、ポンプ側カップリング部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
11	5号機	廃棄物処理系床ドレン廃スラッジサージタンクレベルスイッチ点検において、出力不良及び電源ランプカバーに破損が認められたため、当該計器を交換	D	
12	5号機	中央操作室原子炉給水制御盤電源装置点検において、制御電源異常検出回路のサージキラーダイオード不良（2個：抵抗の低下）が認められたため、当該ダイオードを交換	C	
13	5号機	主タービン電気油圧式制御装置フィルタ移送ポンプ点検において、シャフトに摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
14	5号機	サービス建屋換気空調系空調機加熱蒸気入口温度制御弁接続部に蒸気リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	気体廃棄物処理系排ガスプロセス放射線モニタサンプル流量の低下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉建屋換気空調系（燃料プール冷却浄化系逆洗移送ポンプ室及び保持ポンプ（A）（B）室）差圧調整器に動作不良（ハンチング2箇所及び固着1箇所）が認められたため、当該調整器を点検・修理	D	
17	6号機	タービン建屋主油タンク室換気空調系排風ファンにベルトのたるみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	仮設電源布設作業において、仮設変圧器ケーブル誤接続によるタービン建屋動力用電源盤（6C-1：5B）の過負荷トリップ事象を発生させたため、原因調査および対応検討	C	
19	その他	海生物焼却設備排水処理装置ろ過ポンプ（B）電動機点検において、ポンプのハンドターニングが出来ないことが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで